



社労士事務所プランツ

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11

芝大門センタービル 10F

TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

## ストレスチェックの義務化

### ✿改正労働安全衛生法の施行

平成 26 年 6 月 25 日に公布された『労働安全衛生法の一部を改正する法律』により、ストレスチェックと面接指導の実施を義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月 1 日に施行されることが決まりました。

改正法の施行により、常時使用する労働者の数が 50 人以上の事業所は、ストレスチェックの実施が義務になります。

なお、50 人未満の事業所では当分の間は努力義務となります。



### ✿ストレスチェック制度の概要

ストレスチェック制度とは、従業員に対して 1 年に 1 回のストレス状況の検査を行い、その結果を通知することによって自身のストレス状況を把握させるとともに、医師が不調のリスクが高い従業員に対して面接指導を行うなどして、メンタルヘルス不調を未然に防止しようという取り組みです。

このストレスチェックは医師や保健師等（一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士）が実施します。定期健康診断と同時に行うことも可能で、産業医が実施するのが望ましいでしょう。

なお、チェックの結果は、あくまでも実施者である医師等が直接従業員に通知することになっています。そのため、会社が特定の従業員のチェック結果を確認するためには当該従業員の同意を得る必要があります。

### ✿面接指導の実施

ストレスチェック実施した医師等は、高ストレス者と評価した従業員に対して、面接指導を受けるように勧奨します。その従業員が面接指導を受けることを会社に申し出たときは、会社は医師による面接指導を受けさせなければなりません。

面接指導実施後、会社は医師から意見聴取を行って、必要な就業上の措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など）を実施します。

### ✿集団分析の実施（努力義務）

ストレスチェック制度は、検査結果を集団ごとに集計・分析し、ストレス要因を評価して、職場環境の改善につなげる目的もあります。

集団分析はあくまでも努力義務ですが、メンタルチェックを実施した産業医と連携し、衛生委員会等で集団分析を行って、職場環境の改善をすすめていくことができれば、従業員のメンタル不調のリスクは一層低減されるのではないのでしょうか。

## お知らせ

社労士事務所プランツでは、ご希望があれば精神科の産業医をご紹介しますので、ご相談ください。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL : 03-6880-9064

担当 : 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com